

令和7年度 第十回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和8年1月16日（金）

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定最低賃金の改正決定等について
- (2) その他

3 閉 会

令和7年度 第十回 茨城地方最低賃金審議会資料

令和8年1月16日（金）

- No.1 令和7年度特定最低賃金改正審議結果 … P297
- No.2 茨城県特定最低賃金改正決定に関する専門部会報告書（写）及び答申文（写）
- ・茨城県鉄鋼業最低賃金 … P298
 - ・茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 … P302
 - ・茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・
デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・
同部分品製造業最低賃金 … P308

令和7年度 特定最低賃金改正審議結果

件名 項目	結審額	異議申出公示日	官報公示予定日	6条5項 適用
	結審日	異議申出締切日	効力発生日	
鉄鋼業	1,166円 (+68)	令和7年12月22日	令和8年1月22日	有
		令和8年1月6日	令和8年3月1日	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,105円 (+50)	令和7年12月23日	令和8年1月22日	有
		令和8年1月7日	令和8年3月1日	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	1,115円 (+63)	令和8年1月9日	令和8年2月9日	有
		令和8年1月26日	令和8年3月19日	
各種商品小売業	令和7年度改正申出なし 茨城県最低賃金適用(時間額 1,074円)			

資料 2

(写)

令和7年12月22日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 清山 玲

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年11月14日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

	公益委員	労働者委員	使用者委員
部会長	清山 玲	浅田 昌秀	澤畠 英史
部会長代理	野村 貴広 文堂 弘之	生井澤 律子 山田 誠	牧野 智治 築瀬 剛

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃又は片付けの業務

　ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,166円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月1日

(写)

令和 7 年 12 月 22 日

茨城労働局長
佐藤 悅子 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 11 月 14 日付け茨労発基 1114 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの
結論に達したので答申する。

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃又は片付けの業務

　ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,166円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月1日

(写)

令和7年12月23日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 井出 晃哉

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年12月8日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

	公益委員	労働者委員	使用者委員
部会長	井出 晃哉	稻見 健一	阿部 太洋
部会長代理	松本 理佳子	宮下 有一	小林 浩
	宮崎 忠恒	森 谷 篤	堀 笠 大輔

別紙

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務

ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,105円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日
令和8年3月1日

(写)

令和 7 年 12 月 23 日

茨城労働局長
佐藤 悅子 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 12 月 8 日付け茨労発基 1208 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの
結論に達したので答申する。

別紙

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいづれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務

ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,105円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月1日

(写)

令和8年1月9日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会

部会長 野村 貴広

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年11月14日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

	公益委員	労働者委員	使用者委員
部会長	野村 貴広	阿部 敬二	佐藤 栄作
部会長代理	井出 晃哉 菅野 雅子	網代 優次 小坂 祐之	矢部 英雄 山崎 敏紀

別紙

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (6) 情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) (1)、(2)、(3) 又は (7) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (7) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は貯いの業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務

ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,115円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和8年3月19日

(写)

令和8年1月9日

茨城労働局長
佐藤 悅子 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部
品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年11月14日付け茨労発基1114第1号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの
結論に達したので答申する。

別紙

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (6) 情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) (1)、(2)、(3) 又は (7) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (7) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は貯いの業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務

ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,115円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和8年3月19日